

令和5年度 松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験実施要領

令和5年3月27日

任期付職員(育児休業職員の代替職員)とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき任期を定めて採用する職員で、育児休業を取得する職員の代替として業務に従事する職員のことです。

勤務条件(勤務時間、休暇、服務、福利厚生等)は、任期が定められていること及び育児休業を取得できないことを除き、原則として任期の定めのない職員と同じです。

松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分		記号	採用予定人数	勤務場所及び職務内容
一般事務職	令和5年5月実施	A	10人程度	市長の事務部局、行政委員会、公営企業局等に配属され、一般行政事務に従事する。
	令和5年9月実施	B	10人程度	
	令和6年1月実施	C	10人程度	

(注)採用予定人数は、変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者

(1) 一般事務の職務経験(正社員、契約社員、任期付職員、会計年度任用職員等の経験)を、各試験区分の申込日現在で1年以上有する者

(注)合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書を提出していただきます。

(2) パソコンの基本操作(文書作成及び表計算)ができる者

(3) 日本国籍を有する者

(4) 次のアからオまでに該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを除く。)

3 試験の方法

試験	受験者区分	科目	内容		時間
第1次試験	任期付職員経験者(※)以外の者	教養試験	択一式	国語(日本語)能力、数的推理能力	50分
		口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	得点配分は、教養試験：口述試験=1：1とする。				
	任期付職員経験者(※)	書類選考	松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)として勤務した際の直近の人事評価による選考		
第2次試験	全ての受験者	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分

(※)「任期付職員経験者」については、この実施要領の最終頁を御覧ください。

(注)上記の試験の方法は、全ての試験区分共通です。

4 申込方法

申込方法は、インターネットによる申込みと郵送による申込みの2種類の方法があります。

原則として、インターネットによる申込みをお願いします。インターネットによる申込みができない方に限り、郵送による申込みをしてください。

<インターネットによる申込方法>

(1) 事前に準備するもの

ア パソコン又はスマートフォン

PDF を閲覧できる環境が必要です。

イ メールアドレス

「city.matsuyama.ehime.jp」及び「.bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定方法については、各自で確認してください。

ウ 顔写真のデータ

(ア) 申込前6箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地のものが必要です。

(イ) 顔写真のデータは縦長とし、縦横の比率は(縦)4:(横)3としてください。

(ウ) 登録可能なファイル形式は画像(JPG/JPEG)のみで、データサイズは最大3MBです。

(2) 申込手順

ア 市ホームページから申込専用サイトに接続し、メールアドレス等を事前に登録してください。

イ 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載された URL にアクセスし、マイページ内で受験者情報等を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」を添付し、本登録をしてください。

ウ 本登録完了メールを受信し、受験申込完了となります。なお、本登録後に 24 時間を経過しても本登録完了メールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

(3) 注意事項

ア 申込受付締切直前は、サーバーが混み合うこと等により、申込みに時間がかかる場合がありますので、可能な限り早めに申込手続を行ってください。

イ 申込受付期間中は、24 時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので御注意ください。

ウ 記入に不備等がある場合は、修正を求めることがあります。これにより受付期間中に申し込むことができなくなったとしても、一切、責任を負いません。

エ 申込受付期間終了後、受験票発行の案内を送信します。

<郵送による申込方法>

(1) 事前に準備するもの

ア 申込書・受験票

申込書」及び「受験票」は、市ホームページからダウンロード・印刷ができます。印刷の際は A4 両面印刷 をしてください。また、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所でも入手できます。

※「申込書」及び「受験票」を郵便で請求する場合は、封筒に「任期付職員(育休代替)採用試験申込書請求」を朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。

イ 顔写真(同じものを2枚)

申込前6箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦4.5cm×横3.5cm程度のもので 2枚必要です。

ウ 返信用封筒

長形3号サイズの封筒にあなたの宛先を記入し、84円分の切手を貼ったものが必要です。

(2) 申込手順

ア 「申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、それぞれ 顔写真 を貼ってください。

イ 「申込書」、「受験票」及び「返信用封筒」を 簡易書留 で人事課に郵送してください。また、封筒には「任期付職員(育休代替)受験」と朱書きするとともに、差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

(3) 注意事項

簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。

5 申込受付期間等

試験区分	記号	申込方法	申込受付期間
令和5年5月実施	A	インターネット	令和5年3月28日(火)10時～令和5年4月14日(金)24時
		郵送	令和5年3月28日(火)～令和5年4月14日(金)(消印有効)
令和5年9月実施	B	インターネット	令和5年7月14日(金)10時～令和5年8月10日(木)24時
		郵送	令和5年7月14日(金)～令和5年8月10日(木)(消印有効)
令和6年1月実施	C	インターネット	令和5年11月10日(金)10時～令和5年12月8日(金)24時
		郵送	令和5年11月10日(金)～令和5年12月8日(金)(消印有効)

6 試験日時等

試験区分	記号	試験	受験者区分	試験日時	合格発表予定日
令和5年5月実施	A	第1次試験	任期付職員経験者(※)以外の者	令和5年5月7日(日) 午前8時30分から	令和5年5月中旬から下旬(予定)
			任期付職員経験者(※)	第1次試験の科目が書類選考のため、 <u>集合する必要はありません。</u>	
		第2次試験	全ての受験者	令和5年5月28日(日)(予定) ※詳細は第1次試験合格者に通知します。	令和5年6月上旬から中旬(予定)
令和5年9月実施	B	第1次試験	任期付職員経験者(※)以外の者	令和5年9月上旬から中旬(予定)	令和5年9月中旬から下旬(予定)
			任期付職員経験者(※)	第1次試験の科目が書類選考のため、 <u>集合する必要はありません。</u>	
		第2次試験	全ての受験者	令和5年9月下旬から10月上旬(予定) ※詳細は第1次試験合格者に通知します。	令和5年10月中旬(予定)
令和6年1月実施	C	第1次試験	任期付職員経験者(※)以外の者	令和6年1月上旬から中旬(予定)	令和6年1月中旬から下旬(予定)
			任期付職員経験者(※)	第1次試験の科目が書類選考のため、 <u>集合する必要はありません。</u>	
		第2次試験	全ての受験者	令和6年1月下旬から2月上旬(予定) ※詳細は第1次試験合格者に通知します。	令和6年2月中旬から下旬(予定)

(※)「任期付職員経験者」については、この実施要領の最終頁を御覧ください。

(注)「令和5年9月実施」及び「令和6年1月実施」の第1次試験の試験日時等の詳細は、各試験区分の申込受付開始日までに松山市ホームページで公表します。

7 試験結果等

- (1) 試験の合否は受験者全員に文書で通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか松山市ホームページでも公開します。合否の通知は郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は松山市役所前掲示板や松山市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- (2) 第1次試験の「任期付職員経験者以外の受験者」には、次の4項目を通知します。
 - ①総合得点 ②科目別得点 ③任期付職員経験者以外の受験者の合格最低点 ④任期付職員経験者の合格者数
- (3) 第1次試験の「任期付職員経験者の受験者」には、任期付職員経験者の合格者数を通知します。
- (4) 第2次試験の不合格者には、次の4項目を通知します。
 - ①口述試験得点 ②合格最低点 ③順位 ④受験者数

8 採用予定日

この試験の最終合格者は、松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載され、職員が育児休業を取得した際に随時採用される予定です。ただし、候補者名簿に登載されても、育児休業を取得する職員の状況により採用されない場合もありますので御了承ください。

また、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
なお、候補者名簿の有効期間は、各試験区分に応じ、次のとおりです。

試験区分	記号	候補者名簿の有効期間
令和5年5月実施	A	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
令和5年9月実施	B	令和5年11月1日から令和6年10月31日まで
令和6年1月実施	C	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

9 勤務条件

(1) **勤務時間等** 原則として、月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分勤務です。ただし、配属先によっては、シフト制勤務(土曜日・日曜日・祝日勤務等)があります。

(2) **給与等** 松山市職員給与条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。給料の支給日は、原則として毎月21日です。

給料(初任給)	諸手当
月額 161,600円 ~ 196,100円 (令和5年4月1日現在)	期末手当及び勤勉手当並びに該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。

備考 給料(初任給)の額は、職歴等を一定基準で換算して決定します。

(3) **任用期間** 職員が取得する育児休業の期間(子が3歳になる日の前日まで)の範囲内で決定します。また、育児休業を取得する職員の産前休暇(出産前8週間)・産後休暇(出産後8週間)の期間は、会計年度任用職員又は任期付職員として任用することがあります。

なお、育児休業期間の延長があった場合は、延長後の育児休業期間の範囲内で任期が更新されることがあり、育児休業期間の短縮があった場合は、短縮後の育児休業期間の末日まで任期が短縮されることがあります。

(4) **条件付採用期間** 採用後6箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。

(5) **福利厚生** 健康保険(共済)、厚生年金保険、通勤及び公務上における災害補償

(6) **兼業** 市長の許可がない限り、兼業をすることはできません。

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

10 注意事項

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。

(2) 第1次試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム等が出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、これら以外のものは、許可なく使用できず、机上にも置けません。

(3) 第1次試験及び第2次試験それぞれにおいて、指定された日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者として、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者として扱います。

(4) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(5) 申込書等に記載された受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(6) 合格者数、合格最低点等も、順次、松山市ホームページで公開します。

(7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。

(8) 災害等により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、松山市ホームページ等でお知らせします。

(9) その他質問等がある場合は、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課にお問い合わせください。

「任期付職員経験者」とは、次の(1)から(10)までのいずれかの採用試験（任期付職員経験者として受験したものは除きます。）に合格し、松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）として採用後、条件付採用期間を経て、正式採用された者をいいます。

ただし、任期付職員経験者として受験し、第1次試験で不合格となった者は、次回の採用試験から、任期付職員経験者以外の者として第1次試験を受験するものとします。

- (1) 令和5年1月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (2) 令和4年9月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (3) 令和4年5月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (4) 令和3年9月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (5) 令和3年4月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (6) 令和2年10月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (7) 令和2年4月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (8) 令和元年7月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (9) 平成31年1月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験
- (10) 平成30年5月実施 松山市任期付職員（育児休業職員の代替職員）採用試験

※任期付職員経験者に該当するかどうか不明な方は人事課にお問合せください。

インターネット申込み

申込書と受験票の入手

はこちら



<申込み先及び問合せ先>

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部人事課 任用担当

(TEL) 089-948-6940 (FAX) 089-934-9205 (Mail) jinji@city.matsuyama.ehime.jp